

包括的連携に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部北陸職業能力開発大学校附属新潟職業能力開発短期大学校（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと多様な分野で相互に協力し、大学校の持つ専門性や、知的、人的、物的資源を相互に有効活用することにより、産業等の分野において地元で活躍できる人材の育成や学術技術の向上並びに活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 産業振興に関すること
- (2) 地域や企業の課題解決に関すること
- (3) 教育及び人材育成に関すること
- (4) 学生の支援に関すること
- (5) その他必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携及び協力の効果が上がるように継続的に意見交換を行う。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、その間の連携及び協力の評価を行い、甲と乙の双方の合意により更新することができる。

（協議）

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により定めるものとする。


本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月21日

甲 新発田市中心3丁目3番3号

新発田市

新発田市長

二階堂 馨 

乙 新発田市新富町1丁目7番21号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部
北陸職業能力開発大学校附属新潟職業能力開発短期大学校

校長

菅野 恒雄 